



研究倫理教育のあり方

不正への誘惑に曝される研究者たち

生命環境研究室客員教授・亀田医療大学看護学部教授 足立智孝

「研究倫理」という学問領域は、歴史的には、医学系研究者たちが研究参加者に行った非人道的な研究に対する反省を踏まえ、「研究参加者の権利保護」を最重要の研究課題として展開されてきました（『道德科学研究センター編』『倫理道德白書 Vol.2』〔平成二十二年第六章参照〕。しかし、近年の「研究倫理」では、医学系研究者自身の道徳性に関する事柄もその対象となってきました。こうした課題は「研究公正 (Research Integrity)」と呼ばれています。

わが国では、平成二十六年に起きた二つの不正事件により、研究公正が注目されるようになりました。一つは一月末からの「STAP (刺激惹起性多能性獲得)細胞事件」です。当初、日本を代表する研究機

関に所属していた若手研究者による、生物学の定説を覆す大発見と広く報道されました。やがて、この研究成果に対する疑義や不正が指摘され、検証の結果、発表論文に改竄や捏造が認められるとし、論文は撤回されました。

もう一つは同年六月に発覚した「ディオバン事件」です。抗高血圧薬ディオバンの臨床試験結果がまとめられた一連の論文が、相次いで撤回されました。研究データに改竄や捏造があり、この研究の統計解析者が臨床試験依頼元の製薬会社の社員であることが明らかとなりました。医薬品開発に携わる統計解析者が所属を公表せずに研究に関わることは、科学の公正性を歪める行為なのです。

これら研究不正問題をきっかけに、社会的にも不正防止対策が講じられます。文部科学省は同年八月、それまでの「不正行為への対応等に関するガイドライン」を改正し、不正行為を「研究者倫理に背馳 (背くこと) し、研究活動及びその成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為」と定義して警鐘を鳴らしました。しかし、残念ながら研究不正は繰り返し起きています。黒木登志夫氏は、その要因を「不正への誘惑」として六つにまとめています。

第一は研究者の作業仮説に見合ったストーリーを作り上げるように研究結果を操作する「ストーリー

の誘惑」、第二は研究結果を少しでもきれいに見せるために加工する「お化粧の誘惑」、第三は研究結果をいかに早く公表するかの「競争に勝つ誘惑」、第四は知名度の高い学術誌に投稿する「有名な学術誌の誘惑」、第五は高額の研究費を獲得するための「研究資金の誘惑」、第六は良い研究成果が将来の身分を保証する「出世への誘惑」です。（『研究不正——科学者の罠、改訂、改訂』中公新書〔平成二十八年〕）

今日、科学研究が専門化・複雑化していることや、盤石な研究環境や研究資金確保の難しさ等の外的要因の改善が指摘されるとともに、不正への誘惑に曝される研究者たちに対する「研究倫理教育」の重要性が認識され、実施されています。しかし従来型の規範を教示するだけの倫理教育には限界があるとの指摘もあり、研究者自らが研究倫理に反する行為の意味を考え、科学者としての矜持を持ち、自律を促す教育の模索が続けられています。

